

○特例事業の実施に関する規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定により、特例事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認しました。

令和 6 年 3 月 26 日

神奈川県知事 黒岩 祐治

1 農地中間管理機構の名称

公益社団法人神奈川県農業会議

2 特例事業の種類

農地売買等事業（法第 7 条第 1 号に規定する事業をいう。）

農地売渡信託等事業（法第 7 条第 2 号に規定する事業をいう。）

農地所有適格法人出資育成事業（法第 7 条第 3 号に規定する事業をいう。）

研修等事業（法第 7 条第 4 号に規定する事業をいう。）

3 承認年月日

令和 6 年 3 月 26 日